

声 明

2023年1月23日 福岡優生保護法被害弁護団

本日、熊本地方裁判所は、旧優生保護法違憲国家賠償請求熊本訴訟につき、原告被害者2名の請求を認容する判決を言い渡した。

本判決は、これまでの各判決に続いて旧優生保護法の優生条項について「目的及び手段には正当性も合理性もおよそ認められない」として憲法13条、14条に反することは明らかであると明確に認めた。

そして、これまでの各地裁判決において被害者の請求を退ける根拠とされていた除斥期間の適用については、昨年大阪高裁判決、東京高裁判決と同様、その適用を制限し、認めなかった。

熊本地裁判決は、被害の甚大性、被告の重大な帰責性、権利行使の困難性、憲法の最高法規性の各観点について丁寧に論及し、「このような大規模かつ長期にわたる憲法違反の人権侵害よりも法的安定性を例外なく優先させなければならない理由は見出し違い」「優生条項に基づく優生手術を受けた者に対して除斥期間の規定を適用することについては、明らかな違憲性を有する優生条項を制定、運用した被告と、その優生条項によって優生手術を受けさせられた者との間には民法の信義則、個人の尊厳等を旨とする民法の解釈の基準ないし条理の法意から見逃し難い重大な問題が存在」するとし「本件訴訟の原告ら」について除斥期間の規定を適用することは、「著しく正義・公平の理念に反するというべき特段の事情がある」とした。

旧優生保護法の被害者に対し、除斥期間の適用を制限すべきとする司法判断の流れはもはや動かし難いものとなった。この点において熊本地裁判決は大きな意義を有するものである。一時金支給法の施行前には原告らが権利行使することは極めて困難であったとする本判決は、全被害者の被害回復につながる判決であり、高く評価する。

国は、この大阪高裁、東京高裁判決から引き続く司法のメッセージを真摯に受け止め、ただちにすべての関連訴訟について責任を認めた和解に向けた対応をとるとともに、全面解決に向けた交渉のテーブルにつくべきである。

以上